

●その他の主な手当(28年4月1日現在)

手当名	支給の内容
扶養手当	○配偶者 月額13,000円 ○配偶者以外の扶養親族1人につき 月額6,500円 ○職員に配偶者のない場合 扶養親族1人につき 11,000円 ○16歳から満22歳の子 1人につき5,000円加算
住居手当	○借家・間借りなどの場合 月額27,000円限度(月額12,000円以上を負担している職員に対し、家賃額の45%以内で支給。)
通勤手当	○片道2km以上月額2,000円-片道20km以上月額31,600円
管理職手当	○総務課長 月額30,000円 ○各課局長級・総務課長補佐 月額12,000円 ○町立保育所所長及び認定こども園園長 12,000円
特殊勤務手当	○老人ホーム(生活相談員、看護師、支援員) 月額6,000円 ○町立保育所及び認定こども園(保育士、幼稚園教諭) 月額10,000円 ○指導主事 給料月額の29% ○鹿児島事務所職員 給料月額の7%
宿日直手当	○1回4,200円

■職員の勤務時間その他勤務条件

- 勤務時間 午前8時30分-午後5時15分(休憩時間 午後0時-1時) 1日の勤務時間 7時間45分(週38時間45分)
- 年次休暇の取得状況(28年中) 平均15.2日 ○育児休暇の取得状況(28年度中の新たな取得者数) 女性職員7人
- その他の休暇制度

手当名	付与日数	概要
病気休暇	90日を超えない範囲(公務以外)	疾病などで療養の必要があり、勤務しないことがやむをえないと認められた場合
特別休暇	休暇の種類により期間が定められている	公民権行使等休暇、骨髄移植休暇、産前産後休暇、出産休暇、子の看護休暇、育児休暇、夏季休暇、慶弔休暇など
介護休暇	連続する6月の期間内において必要と認められる期間	配偶者や父母などの疾病及び老齢等により、日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合(無給)

■職員の分限及び懲戒処分の状況(28年度)

- 分限処分 2件(休職)
※分限処分とは、職員が職責を十分果たせない場合に、公務の能率維持などを目的として行われ、降任、免職、休職などの処分があります。
- 懲戒処分 0件(法令違反)
※懲戒処分とは、職員の義務違反などがある場合に、公務における規律と秩序の維持を目的として行われ、戒告、減給、停職、免職の処分があります。

■職員のサービスの状況

- 営利企業等の従事許可の状況 8件

■職員の福祉及び利益の保護の状況

- 健康診断等の状況
 - ・人間ドック受診者数 53人
 - ・定期健康診断受診者数 74人
- 公務災害の認定件数 なし
- 勤務条件に関する措置要求 なし
- 不利益処分に関する不服申立て なし

■職員の研修及び勤務成績の評定の状況

- 人事交流及び派遣状況(28年度)

人事交流及び派遣先	人数	期間
鹿児島県後期高齢者医療広域連合事務局	1人	26年4月1日-29年3月31日
奄美群島広域事務組合	1人	27年4月1日-30年3月31日
自治大学校 税務専門課程(税務・徴収コース)	1人	28年9月12日-28年10月28日

- 人事評価の状況

全職員を対象に実施しました。

- 職員研修の状況

研修名	人数	開催場所	研修名	人数	開催場所
新規採用職員研修	10人	鹿児島市	新任係長研修	10人	奄美市
新任課長研修	4人	鹿児島市	窓口サービスステップアップ研修	145人	知名町
新任課長補佐研修	1人	鹿児島市	法制執務研修(中級)	8人	知名町